

RPS制度の終了に伴う各種手続について（周知）

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」という）については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という）の制定に伴い廃止されたが、再エネ特措法附則第4条の規定により、RPS法の一部規定は当分の間、なおその効力を有するとされていました。

その後、①当該経過措置は平成29年度から5年間（令和3年度まで）で廃止すること、②廃止までの間の新エネルギー等電気の経過措置利用量が再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会での議論を経て、決定され、現在、各種手続が行われているところです。

今般、RPS制度の経過措置の終了が近づいてきたことから、これに伴う各種手続について周知を行います。

○RPS設備の廃止手続について

経過措置の終了に伴い、RPS制度に基づく発電設備の廃止等の手続は必要ありません。

○新エネルギー等電気相当量について

各発電設備の新エネルギー等電気相当量の記録届出は、2022年4月（2021年度第4四半期）の提出をもって終了となります。各年度の記録分の有効期限は以下の通りです。

2020年度記録分：2022年6月1日

2021年度記録分：2023年6月1日

○新エネルギー等電気相当量の記録を行う口座について

新エネルギー等電気相当量の記録を行う口座は、RPS制度の終了に伴い、2023年6月2日を持って消滅いたします。

○発電設備について

RPS認定設備は、RPS制度廃止に伴い設備を廃止する必要はありません。なお、電気供給契約については、各発電事業者にて供給先の電力会社とご相談ください。

○電気事業者による義務履行について

電気事業者によるRPS制度に基づく義務履行は、2021年度分の経過措置利用量の義務履行及び2022年度経過措置利用量届出をもって終了となります。義務履行に係る各種届出の期限は以下の通りです。なお、2022年度経過措置利用量届出書では、経過措置利用量は0kWとして提出ください。その他、届出書の提出方法等詳細については、後日電気事業者向けにご連絡します。

経過措置利用量の減少申請及び義務履行量等届出書の提出期限：2022年4月1日～6月1日